

IX. そ の 他

1. 税証明交付件数調	71
2. 市税一覧表	72
3. 税率の変遷	76
4. 減免関係例規	78

1. 税証明交付件数調

(単位：件)

証明区分 \ 年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
有料証明	所得(課税)証明	51,610	61,033	62,945	64,191	61,836
	納税証明	2,973	2,845	2,780	2,897	2,724
	法人市民税納税証明	729	638	593	552	454
	滞納なし証明	4,683	4,156	3,588	3,352	4,573
	事業所証明	175	167	202	147	227
	評価(資産)証明	6,769	6,221	5,995	5,656	4,961
	車庫証明用評価証明	0	3	5	0	2
	公課証明	2,280	2,516	2,662	2,667	2,687
	宅地並課税証明	52	32	48	44	53
	無資産証明	619	541	527	600	599
	送付先証明	3	0	0	0	1
	住宅用家屋証明(新築)	1,057	1,223	1,092	1,179	979
	住宅用家屋証明(既存)	257	224	207	163	256
	固定資産課税証明	20	19	21	17	32
	その他	421	511	539	460	568
	計	71,648	80,129	81,204	81,925	79,952
無料証明	車検用納税証明	13,848	13,917	14,142	14,507	14,444
	公用証明	8,961	9,096	10,212	8,857	8,505
	その他	653	743	639	683	736
	計	23,462	23,756	24,993	24,047	23,685
合 計		95,110	103,885	106,197	105,972	103,637

●このデータは、各年度、3月末時点での数値による

2. 市税一覧表

税目	課税客体	納税義務者	賦課期日
個人市民税	●市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ●市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割）		1月1日
法人市民税	●市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割） ●市内に寮・宿泊所・クラブ・その他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所・事業所を有しないもの及び市内に事務所・事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（均等割）		
固定資産税	●固定資産（土地・家屋・償却資産）	●当該固定資産の所有者	1月1日

2. 市税一覧表

※納期が土曜、日曜、祝日の場合は翌日

税率・課税標準（平成30年度）		申告期限	徴収及び納期限
●均等割 ●所得割 課税標準額 一律		●市民税申告書 3月15日 ●給与支払報告書 1月31日 ●異動届出書 翌月10日	●普通徴収 1期 6月30日 2期 8月31日 3期 10月31日 4期 1月31日 ●特別徴収 翌月10日
●均等割 区分 第1号の法人 第2号の法人 第3号の法人 第4号の法人 第5号の法人 第6号の法人 第7号の法人 第8号の法人 第9号の法人 ●法人税割		●法人税申告（国税） と同じ	●申告納付
●税率1.4/100 ＜土地＞ 負担水準＝ 前年度課税標準額 新評価額（×住宅用地・市街化区域農地特例） ○非住宅用地（商業地等） a. 負担水準が0.7を超える場合、課税標準額＝ 新評価額×0.7 b. 負担水準が0.6以上0.7以下の場合、課税標準額＝ 前年度の課税標準額 c. 負担水準が0.6未満の場合、課税標準額＝前年 度の課税標準額＋新評価額×5%…（ア） ただし、上記（ア）で計算した額が新評価額の 60%を上回る場合は新評価額の60%、20%を下回る 場合は新評価額の20%が今年度の課税標準額 ○住宅用地 a. 負担水準が1.0以上の場合、課税標準額＝ 新評価額×住宅用地の特例率 b. 負担水準が1.0未満の場合、課税標準額＝前年度の 課税標準額＋（新評価額×住宅用地の特例率）×5%… （イ） ただし、上記（イ）で計算した額が新評価額（×住宅 用地の特例率）を上回る場合は新評価額（×住宅用地 の特例率）、20%を下回る場合は新評価額（×住宅用 地の特例率）の20%が今年度の課税標準額 ○農地 課税標準額＝前年度の課税標準額×負担調整率		●償却資産 1月31日	●普通徴収 1期 5月31日 2期 7月31日 3期 10月1日 4期 12月25日
区分 負担水準 負担調整率			
農地 0.9以上 0.8以上0.9未満 0.7以上0.8未満 0.7未満			
土地 家屋 償却資産			
●免税点			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額			
●課税標準額＝評価額		</	

2. 市税一覧表

税目	課税客体	納税義務者	賦課期日
交付金	●国・地方公共団体所有の固定資産 で貸付資産等	●国・地方公共団体	
軽自動車税	●原動機付自転車 ●軽自動車 ●小型特殊自動車 ●2輪小型自動車	●当該軽自動車等の所有者	4月1日
市たばこ税	●売渡しに係る製造たばこ	●製造たばこの製造者、 卸売販売業者等	
特別土地 保有税	●一定面積以上の土地の保有 及び取得	●当該土地の所有者等 (平成15年度より新規課税停止)	1月1日 7月1日
入湯税	●鉱泉浴場における入湯	●鉱泉浴場の入湯客	
事業所税	●市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人		
都市計画税	●市街化区域の土地・家屋	●当該土地・家屋の所有者	1月1日

2. 市税一覧表

※納期が土曜、日曜、祝日の場合は翌日

税率・課税標準（平成30年度）			申告期限	徴収及び納期限
●算定標準額の1.4/100				6月30日
原動機付 自 転 車	50cc以下	2,000円	●取得申告 取得した日から 15日以内 ●廃車申告 廃車した日から 30日以内	●普通徴収 定期 5月31日
	50cc超～90cc以下	2,000円		
小型特殊 自 動 車	90cc超～125cc以下	2,400円		
	ミニカー（50cc以下）	3,700円		
農耕作業用		2,400円		
	そ の 他	5,900円		
2輪の小型自動車(250cc超)	2輪(125cc超～250cc以下)	3,600円		
	3輪	3,100円		
	3輪(新税率)	3,900円		
	3輪(25%軽減)	3,000円		
	3輪(50%軽減)	2,000円		
	3輪(75%軽減)	1,000円		
	3輪(重課税率)	4,600円		
	4輪貨客	3,000円		
	4輪貨客(新税率)	3,800円		
	4輪貨客(25%軽減)	2,900円		
	4輪貨客(50%軽減)	1,900円		
	4輪貨客(75%軽減)	1,000円		
	4輪貨客(重課税率)	4,500円		
	4輪貨自	4,000円		
	4輪貨自(新税率)	5,000円		
	4輪貨自(25%軽減)	3,800円		
	4輪貨自(50%軽減)	2,500円		
	4輪貨自(75%軽減)	1,300円		
	4輪貨自(重課税率)	6,000円		
	4輪乗客	5,500円		
	4輪乗客(新税率)	6,900円		
	4輪乗客(25%軽減)	5,200円		
	4輪乗客(50%軽減)	3,500円		
	4輪乗客(75%軽減)	1,800円		
	4輪乗客(重課税率)	8,200円		
	4輪乗自	7,200円		
	4輪乗自(新税率)	10,800円		
	4輪乗自(25%軽減)	8,100円		
	4輪乗自(50%軽減)	5,400円		
	4輪乗自(75%軽減)	2,700円		
	4輪乗自(重課税率)	12,900円		
	2輪の小型自動車(250cc超)		6,000円	
●1,000本につき 5,262円 (H30.10.1より 1,000本につき 5,692円) ●旧3級品は1,000本につき 4,000円 ●H30.10.1より、加熱式たばこは、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算して課税			●翌月末日	●申告納付
●保有 1.4/100 ●取得 3/100			●保有 5月31日 ●取得 2月末日 8月31日	●申告納付
●宿泊入湯客 1人1日について150円 ●日帰り入湯客 1人1日について30円			●翌月15日	●特別徴収 翌月15日
●資産割 事業所用家屋の延床面積1平方メートルにつき 600円 ●従業者割 従業者給与総額の 100分の0.25 (0.25%)			●法人の場合 事業年度終了の日から2ヶ月以内 ●個人の場合 事業を行った年の翌年3月15日まで	●申告納付
●0.3/100				●固定資産税と同じ

3. 税率の変遷

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20～21年度
個人市民税	均等割	3,000円	同 左 *注 1	同 左 *注 2	同 左 *注 4	同 左
	所得割	200万円以下 3%	同 左	同 左 *注 3	6 % *注 5	同 左
		200万円 超 8%				
700万円 超 10%						
法人市民税	均等割	1号 3,000,000円	同 左	同 左	同 左	1号 50,000円
		2号 1,750,000円				2号 120,000円
		3号 410,000円				3号 130,000円
		4号 400,000円				4号 150,000円
		5号 160,000円				5号 160,000円
		6号 150,000円				6号 400,000円
		7号 130,000円				7号 410,000円
		8号 120,000円				8号 1,750,000円
		9号 50,000円				9号 3,000,000円
	法人税割	14.7/100	同 左 1市4町合併により一部12.3/100の不均衡課税あり（H22年3月期申告分まで）	同 左 1市4町合併により一部12.3/100の不均衡課税あり（H22年3月期申告分まで）	同 左 1市4町合併により一部12.3/100の不均衡課税あり（H22年3月期申告分まで）	同 左 1市4町合併により一部12.3/100の不均衡課税あり（H22年3月期申告分まで）
固定資産税		1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 1,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
		90cc以下 1,200円				
	小型特殊自動車	125cc以下 1,600円	同 左	同 左	同 左	同 左
		ミニカー 2,500円				
	軽自動車	農耕用 1,600円	同 左	同 左	同 左	同 左
		その他 4,700円				
		2 輪 2,400円				
3 輪 3,100円						
4 輪貨営 3,000円						
4 輪貨自 4,000円	同 左	同 左	同 左	同 左		
4 輪乗営 5,500円						
4 輪乗自 7,200円						
2輪小型自動車	4,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税		1,000本につき 2,977円 旧3級品は 1,412円	同 左	1,000本につき 3,298円 旧3級品は 1,564円 (H18.7.1より)	1,000本につき 3,298円 旧3級品は 1,564円	同 左
特別土地保有税	保有分	新規課税は停止	同 左	同 左	同 左	同 左
	取得分	新規課税は停止	同 左	同 左	同 左	同 左
入湯税	宿泊	1人1日 150円	同 左	同 左	同 左	同 左
	日帰り	1人1日 30円	同 左	同 左	同 左	同 左
事業所税	資産割	—	—	—	—	—
都市計画税	従業者割	—	—	—	—	—
都市計画税		0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左

*注1:妻の均等
 *注2:65歳以上
 *注3:65歳以上
 *注4:65歳以上
 *注5:65歳以上

3. 税率の変遷

平成22年度～25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
同左	3,500円	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
14.7/100	14.7/100 事業年度開始日平成26年10月1日以後は 12.1/100	12.1/100 事業年度開始日平成26年9月30日以前は 14.7/100	12.1/100	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	cc以下 2,000円 cc以下 2,000円 5cc以下 2,400円 二カ一 3,700円	同左	同左
同左	同左	同左	耕用 2,400円 の他 5,900円	同左	同左
同左	同左	2輪 2,400円 3輪 3,100円 3輪(新税率) 3,900円 4輪貨営 3,000円 4輪貨営(新税率) 3,800円 4輪貨自 4,000円 4輪貨自(新税率) 5,000円 4輪乗営 5,500円 4輪乗営(新税率) 6,900円 4輪乗自 7,200円 4輪乗自(新税率) 10,800円	2輪 3,600円 3輪 3,100円 3輪(新税率) 3,900円 3輪(25%軽減) 3,000円 3輪(50%軽減) 2,000円 3輪(75%軽減) 1,000円 3輪(重課税率) 4,600円 4輪貨営 3,000円 4輪貨営(新税率) 3,800円 4輪貨営(25%軽減) 2,900円 4輪貨営(50%軽減) 1,900円 4輪貨営(75%軽減) 1,000円 4輪貨営(重課税率) 4,500円 4輪貨自 4,000円 4輪貨自(新税率) 5,000円 4輪貨自(25%軽減) 3,800円 4輪貨自(50%軽減) 2,500円 4輪貨自(75%軽減) 1,300円 4輪貨自(重課税率) 6,000円 4輪乗営 5,500円 4輪乗営(新税率) 6,900円 4輪乗営(25%軽減) 5,200円 4輪乗営(50%軽減) 3,500円 4輪乗営(75%軽減) 1,800円 4輪乗営(重課税率) 8,200円 4輪乗自 7,200円 4輪乗自(新税率) 10,800円 4輪乗自(25%軽減) 8,100円 4輪乗自(50%軽減) 5,400円 4輪乗自(75%軽減) 2,700円 4輪乗自(重課税率) 12,900円	同左	同左
同左	同左	同左	6,000円	同左	同左
1,000本につき 4,618円 旧3級品は 2,190円 (H22.10.1より) 1,000本につき 5,262円 旧3級品は 2,495円 (H25.4.1より)	同左	同左	1,000本につき5,262円 旧3級品は2,925円	1,000本につき5,262円 旧3級品は3,355円	1,000本につき5,262円 (H30.10.1より) 1,000本につき5,692円) 旧3級品は4,000円 ※H30.10.1より、加熱式 たばこは、「重量」と 「価格」を紙巻たばこの 本数に換算して課税
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
1㎡につき600円	同左	同左	同左	同左	同左
従業者給与総額に対して0.25%	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左

・割非課税措置の廃止による経過措置については1,500円(17年度のみ)

・の非課税措置の廃止による経過措置については1,000円

・の非課税措置の廃止による経過措置については1/3

・の非課税措置の廃止による経過措置については2,000円

・の非課税措置の廃止による経過措置については2/3

4. 減免関係例規

久留米市市税条例（昭和 25 年久留米市条例第 31 号）抜粋

市 民 税

（市民税の減免）

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 前各号に掲げるものを除く外、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）
- (2) 年度（法人税割にあってはその課税標準の算定期間）、納期の別及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

固 定 資 産 税

（固定資産税の減免）

第53条 市長は次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち市長において必要あると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 市の全部または一部にあたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前各号に定めるものを除く外、特別の理由があると認められる固定資産

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類に添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有

しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積および価格

(3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積および価格

(4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量および価格

(5) 減免を受けようとする事由および第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

軽自動車税

(軽自動車税の減免)

第72条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 公益のため直接専用するものと認められる軽自動車等

(2) 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者が所有する軽自動車等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に軽自動車税の減免が必要と認める軽自動車等

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事業所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3) 主たる定置場

(4) 原動機の型式

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6) 用途

(7) 形状

(8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第72条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生

計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢

(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係

(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

事業所税

(事業所税の減免)

第141条の14 市長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とする
と認める者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる。

2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、次に掲げる
事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添えて、これを市長に申請しなければならない。
い。

(1) 住所、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名
称)

(2) 事業所等の所在地

(3) 減免を受けようとする事由

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要があると認める事項

3 第1項の規定によって事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ち
にその旨を市長に申告しなければならない。